



平成 28 年 2 月 12 日

各 位

上場会社名 日東精工株式会社
代表者 代表取締役社長 材木 正己
(コード番号 5957)
問合せ先責任者 常務取締役 今川 和則
(TEL 0773-42-3111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成 28 年 3 月 30 日開催予定の第 110 期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)において、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 30 条(取締役の責任免除)を新設し、第 39 条(社外監査役の責任免除)の規定の一部を変更するものであります。なお、第 30 条の新設の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。また、条文の新設に伴い条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会 第 19 条～第 29 条 (条文省略) (新設)	第 4 章 取締役および取締役会 第 19 条～第 29 条 (現行どおり) <u>第 30 条(取締役の責任免除) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。</u>
第 5 章 監査役および監査役会 第 30 条～第 38 条 (条文省略)	第 5 章 監査役および監査役会 第 31 条～第 39 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 <u>39</u> 条 (社外監査役の責任免除) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。</p>	<p>第 <u>40</u> 条 (監査役の責任免除) 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第 <u>40</u> 条～第 <u>43</u> 条 (条文省略)</p>	<p>第 <u>41</u> 条～第 <u>44</u> 条 (現行どおり)</p>

3. 定款変更の日程

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 28 年 3 月 30 日 |
| (2) 定款変更の効力発生日 | 平成 28 年 3 月 30 日 |

以 上